

令和6年度第2回多良木町議会(8月会議)							
招 集 年 月 日	令和6年8月1日						
招 集 の 場 所	多良木町議会議場						
議 会 日 時 及 び	開	議	令和6年8月1日		午前10時00分		
開 閉 宣 告	散	会	令和6年8月1日		午前10時20分		
応招（不応招）	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名	
議員及び出席	1	○	宇 佐 信 行	6	○	久 保 田 武 治	
欠席議員	2	○	坂 口 幸 法	7	○	豊 永 好 人	
○ 出 席	3	○	林 田 俊 策	8	○	猪 原 清	
× 欠 席	4	○	魚 住 憲 一	9	○	落 合 健 治	
△ 不応招	5	○	源 嶋 た ま み	10	○	前 田 文	
会議録署名議員	3番	林 田 俊 策		7番	豊 永 好 人		
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	林 田 浩 之		議 事 参 事	矢 立 志 穂		
説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名		職 名	氏 名		
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎		生涯学習課長			
	副 町 長	日 田 雅 仁		生涯学習課	松 山 文 子		
	教 育 長	佐 藤 邦 壽		住民ほけん課長	竹 下 政 孝		
	会 計 管 理 者			住民ほけん課			
	総 務 課 長	東 健 一 郎		福 祉 課 長			
	総 務 課			福 祉 課			
	企画観光課長			建 設 課 長	林 田 裕 一		
	企画観光課			建 設 課			
	危機管理防災課長	椎 葉 純		農林整備課長			
	危機管理防災課	多 田 哲 弥		農 林 整 備 課			
	税 務 課 長			産業振興課長	魚 住 雅 彦		
	農委事務局長			産 業 振 興 課			

会 議 に 付 し た 事 件

報告第 9 号	損害賠償の額を定めることについて
議案第16号	令和 6 年度令和 5 年災第 1 号町道荒水線災害復旧工事請負契約の締結について
議案第17号	令和 6 年度多良木町一般会計補正予算（第 2 号）

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開

議)

○議長（宇佐信行議員）

ただいまの出席議員は 10 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

なお、説明員の黒木生涯学習課長から欠席届が出ております。

その他は全員出席でございます。

本日は、地方自治法第 121 条第 2 項に基づき、本会議の説明員出席については、町長、副町長、教育長及び関係課のみとしております。

ただいまから、令和 6 年度第 2 回多良木町議会 8 月会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

会議日程及び議事日程につきましては、多良木町議会会議規則第 20 条の規定によって、配布しておきました日程表のとおりとし、議事を進めてまいります。

それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

多良木町議会会議規則第 126 条の規定により、3 番林田俊策議員、7 番豊永好人議員の両名を指名いたします。

それでは、ここで町長の提案理由の説明を求めます。

町長 吉瀬浩一郎君。

○町長（吉瀬 浩一郎君）

それでは、私のほうから令和 6 年度第 2 回多良木町議会 8 月会議の提案理由をご説明いたします。

今回審議をお願いいたします案件は、報告といたしまして、地方自治法第 180 条及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条の規定に基づき専決処分を行っております。損害賠償の額を定めることについて、これが 1 件でございます。

次に、令和 6 年度令和 5 年災第 1 号町道荒水線災害復旧工事請負契約の締結について、これが 1 件、それから令和 6 年度補正予算といたしまして、一般会計補正予算が 1 件、合わせて 3 件でございます。

詳細につきましては、担当課長のほうからご説明をさせていただきますので、全議案ともご可決いただきますようお願いいたします、私からの提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第 2 「報告第 9 号」 損害賠償の額を定めることについて

○議長（宇佐信行議員）

町長の提案理由の説明が終わりました。

それでは、日程第 2、報告第 9 号「損害賠償の額を定めることについて」を議題といたします。

報告を求めます。東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

本日は、黒木生涯学習課長が欠席ということでございますので、代わって私のほうで説明させていただきます。

報告第 9 号、専決処分の報告について。

地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条の規定により専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書の写しを付けております。

専決処分第 1 号、1、専決処分した事件、損害賠償の額を定めることについて。

2、相手方、住所、熊本県球磨郡多良木町、すいません、球磨郡あさぎり町免田東 2812 番地 27、氏名、藤川 かおる。

3、専決処分の理由

○議長（宇佐信行議員）

総務課長、ちょっとごめんなさい。今、魚住議員のほう、OKですか。大丈夫ですか。はい、すいません、総務課長。はい、続けてください。

○総務課長（東 健一郎君）

専決処分の理由、令和 6 年 5 月 24 日午前 10 時 15 分頃、多良木町役場駐車場にて移動のため、後退したところ、駐車中の相手車に接触し損傷させた。

この自動車事故による損害賠償の額を定めるため、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 2 号の規定により専決処分したものでございます。

4、損害賠償額 27,940 円、上記金額の内訳、車両修繕費 27,940 円。

令和 6 年 6 月 25 日専決でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（宇佐信行議員）

報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これで報告第 9 号「損害賠償の額を定めることについて」を終わります。

日程第 3 「議案第 16 号」 令和 6 年度令和 5 年災第 1 号町道荒水線災害復旧工事請負契約の締結について

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 3、議案第 16 号「令和 6 年度令和 5 年災第 1 号町道荒水線災害復旧工事請負契約の締結について」を議題といたします。

説明を求めます。林田建設課長。

○建設課長（林田裕一君）

それでは、議案第 16 号、令和 6 年度令和 5 年災第 1 号町道荒水線災害復旧工事請負契約の締結についてご説明いたします。

令和 6 年度令和 5 年災第 1 号町道荒水線災害復旧工事について、下記のとおり請負契約を締結するものでございます。

令和 6 年 8 月 1 日提出でございます。

1、契約の目的、令和 6 年度令和 5 年災第 1 号町道荒水線災害復旧工事、契約の方法、指名競争入札、3、契約の総額、一金 83,468,000 円也、うち取引に係る消費税額、7,588,000 円也、4、契約の相手方、熊本県球磨郡多良木町大字多良木 1053 番地 4、株式会社イワオ建設、代表取締役、味岡一郎。

支出科目、令和 6 年度（款）災害復旧費、（項）公共土木施設災害復旧費、（目）公共土木施設災害復旧費、（節）工事請負費、提案理由としましては、本契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

5 ページのほうに開札調書を添付しております。よろしくお願いいたします。

○議長（宇佐信行議員）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号「令和 6 年度令和 5 年災第 1 号町道荒水線災害復旧工事請負契約の締結について」は、原案のとおり、可決されました。

日程第 4 「議案第 17 号」 令和 6 年度多良木町一般会計補正予算（第 2 号）

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 4、議案第 17 号「令和 6 年度多良木町一般会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

説明を求めます。東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

それでは議案第 17 号についてご説明申し上げます。

令和 6 年度多良木町の一般会計補正予算（第 2 号）は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正ということで、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,312 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,834,989 千円とするものでございます。

議案の内容につきましては、議案説明資料のほうで説明させていただきますので、そちらのほうをお開きください。

今回の議案の主な内容でございますが、新規就農者への交付金、熊本県消防操法大会出場のための費用、油流出事故対応費用の予算計上ということになっております。

それでは、事項別明細書に沿って説明させていただきます。

まず歳入でございますが、款の 15、項の 2、目の 4、節の 1、農業費県補助金 5,625,000 円でございますが、これにつきましては、新規就農者育成総合対策事業費（経営発展・初期投資）県交付金でございます。これにつきましては、県のほうから内報がぁっておるところでございます。

次に、款の 19、項の 1、目の 1、節の 1、繰越金 1,509,000 円。これにつきましては、今回補正の一般財源として追加しておるものでございます。

次に、款の 20、項の 4、目の 4、節の 1、雑入 178,000 円でございますが、7 月 8 日確認されました油流出事故対応時の使用資材実費収入ということで、原因者負担分でございます。内容につきましては、オイル吸着マット 523.5 枚、オイルフェンス 11 本分ということでございます。

次に歳出、款の 4、項の 1、目の 6、環境衛生費、節の 10、需用費の消耗品でございますが、434,000 円でございます。これは 7 月 8 日確認されました、油流出事故で事故対応資材代で、今後の事故等に備えるための分も含んでおるところでございます。オイル吸着マット 700 枚、オイルフェンス 44 本分でございます。

次に款の 6、項の 1、目の 3、農業振興費、節の 18、負担金補助及び交付金でございますが、5,625,000 円でございます。新規就農者育成総合対策事業（経営発展・初期投資）交付

金でございます。これは認定農業者、認定新規就農者の機械、施設等導入に係る経費の4分の3を支援するものでございます。財源としましては、国が2分の1、県が4分の1ということでございます。今回の対象者は、令和6年4月、認定新規就農者で、1経営体でございます。内容といたしましては、単棟強化ハウス3棟の導入費用でございます。

また、金融機関からの融資に時間を要すること及び年度内に事業を完了するため、今回の補正をお願いしたところでございます。

次に款の9、項の1、目の2、非常備消防費1,253,000円。これにつきましては、8月25日、八代市で開催されます熊本県消防操法大会に「小型ポンプの部」に11分団3部が、「ポンプ車の部」に1分団1部が出場するための費用であり、内訳といたしましては、消防団員報酬が750,000円、普通旅費が19,000円、消防用、すいません、操法用ホース等の消耗品が331,000円、食糧費が141,000円、駐車場使用料が12,000円となっております。

最後に末尾に給与費明細書を添付しております。以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宇佐信行議員）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、久保田議員。

○6番（久保田 武治君）

歳出に関わって、ちょっと伺いたいんですが、県の消防操法大会に2チームが参加されるということなんですが、これに参加される団員は一体、合計何名なのか。

それとこの消防団員の報酬75万が計上されておりますが、これはどういう規定によって1人当たりいくら支払われるのか、その点についてちょっと伺いたいと思います。

○議長（宇佐信行議員）

椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君）

それではお答えいたします。

まず、大会に参加する団員の数でございますが、約、分団長等含めて50名でございます。

それから、報酬の75万円の内訳ということでございますが、一応、条例のほうで訓練の出動報酬として1日当たり1,500円と定めております。

こちらの延べ500名分ということで75万円を計上しておるところでございます。以上です。

○議長（宇佐信行議員）

よろしいですか。

はい、ほかに質疑はありませんか。

それではこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号「令和6年度多良木町一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（宇佐信行議員）

お諮りします。

本会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、本会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に委任することに決定いたしました。

お諮りします。

この後、明日から次の会議を開くまで休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、明日から次の会議を開くまで休会とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

散会宣言

○議長（宇佐信行議員）

令和6年度第2回多良木町議会（8月会議）を閉じます。

（午前10時20分散会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

多良木町議会議長

多良木町議会議員

多良木町議会議員